平成２２年（フ）第５６５号
高知県香南市野市町西野2123番地25　天山台マンション205号
債務者　籠尾　祐二
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６９号
高知県香南市野市町西野678番地７
債務者　眞鍋　扶美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７２号
高知市朝倉東町30番４―96号
債務者　岡本　隆仁
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７７号
高知市一宮東町３丁目８番16号
債務者　西山　恵里
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７８号
高知市神田923番地９
債務者　村岡　誠也
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８５号
高知市介良乙3106番地
債務者　上野　准一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８６号
高知市介良乙3106番地
債務者　上野登志子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９４号
高知県長岡郡大豊町大砂子638番地
債務者　中西　一則
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０１号
高知市東石立町81番地　市住75号
債務者　小西　豊子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６号
高知県安芸市伊尾木3719番地２
債務者　三原　千津
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
福岡県柳川市西浜武1101番地１
債務者　妻夫木摂子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１
債務者　藤﨑　篤美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６３３号
熊本市江津１丁目５番７号　武笠アパート12号
債務者　紫垣　君代
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５４号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ―３―25号
債務者　矢野江利子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号
宮崎県小林市須木下田1391番地１　新ヲドノ団地７年２棟１号
債務者　福園　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目258番地８　城北荘101
債務者　新垣よね子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４７号
沖縄県浦添市牧港３丁目21番１号
債務者　具志　史郎
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４９号
沖縄県那覇市銘苅１丁目12番18号　ココヴィヴァーチェ３―Ｂ
債務者　柴田　幸人
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部